

35—00 P U D T

証拠調べ一般

1. 直接主義、間接主義

証拠調べにおいて、直接主義とは、審決すべき合議体が自ら証拠調べを行う原則をいい、間接主義とは、合議体の構成員の一部である審判官（受命審判官）または合議体を構成しない審判官（受託審判官）その他の合議体以外の機関が証拠調べを行い、その結果の報告に基づいて合議体が心証を形成する原則をいう。前者は合議体が直接証拠に触れ、新鮮で正確な心証形成が可能になるが、後者は直接証拠に触れないため、一般に前者がより優れているとされる。

民事訴訟法は原則として直接主義を採用し（民訴 § 249①）、例外として、審理の機動性の確保や訴訟経済の観点から、受命・受託裁判官による証拠調べ（民訴 § 185、 § 268）、裁判官の交代があった場合の弁論の更新（民訴 § 249②）を認めている。

審判手続も、原則として直接主義を採用するが、受命審判官における証拠調べ（→35—11）及び裁判所による嘱託尋問（→35—03）に、間接主義が採用されている。

2. 証拠調べと事実認定

(1) 審判の審理と結論が適正であるためには、「事実認定」（事実の存否の確定作業）の根拠と過程が公正かつ合理的でなければならない。そして、事実を認定するためには原則として証拠が必要であるから、その証拠の取調べ、すなわち「証拠調べ」の手続にも、公正さと合理性が必要となる。

違法な証拠調べの結果を用いた事実認定や、適法な証拠調べの結果を無視した事実認定は、いずれも違法である。事実認定にそのような違法が存在しないことを担保し、審判に対する当事者や第三者の信頼を確保するために、事実認定の資料とその資料に基づく推論の過程が審決中で明らかにされなければなら

らない（そのために、審決には「理由」を記載すべきことが求められている（最高判昭 59.3.13（昭 54（行ツ）134号）参照）。）。

(2) 審理の結論に影響する事実の存否については、当事者間に争いが生じるのが通常である。その争いの本質は、証拠である証人の証言、文書の記載、検証物の評価の相違にあることが多い。

証拠の評価は、最終的に合議体が判断すべき事項であるから、合議体は、当事者の主張に不当に左右されることなく、自由な心証に基づき、証人の証言、文書の記載、検証物などを理解・把握し、事実を認定しなければならない。ただし、証拠の評価は、社会的な常識や経験と技術常識に沿ったものでなくてはならないことはいうまでもない。

3. 事実認定と法的評価の峻別

(1) 審判の審理は、次のような過程をたどる。

- ① 審判に提出された「証拠」をもとに、具体的事実の存否を確定する（事実認定）。
- ② 存在が確定した具体的事実が、特許法（実、意、商）に定められた法律要件を充足するか否かを判断する（法的評価）。
- ③ 一定の行政処分（法律効果）を結論として導き出す。

このように、「具体的事実の存否（①）」と、「法律要件を充足するか否か（②）」は別の問題である。「証拠調べ」は、前者の「具体的事実の存否（①）」を認定するためにされるものである。

(2) しかし、当事者の証拠調べの申請などにおいては、「立証しようとする事実」と「法的効果の主張」が区別されない場合がある。

例えば、『証人Aの証言により、本件発明が公然実施された事実を立証する』といったような証拠調べの申請は、法律要件であって具体的事実でない「公然実施」という「事実」を立証するとしている点で不適切である。

審判官はこのような申請に翻弄されることなく、証人Aによって立証すべきは、たとえば、「△製品が○年○月○日にBへ販売された事実」であって、「その販売が「公然実施」にあたるか否か」は事実認定の結果から審判官自身が解釈（判断）する事項であることを理解し、当事者に対しては、証拠調べによっ

て立証しようとする具体的事実が何であることを明確にさせ、法的評価の主張と峻別させるべきである。

- (3) 以上のように、当事者は、① 証拠に基づいて具体的事実の存在を立証し、② その事実が法に定められた構成要件に当てはまること（逆に、当てはまらないこと）を、両者を区別したうえで主張しなければならない。もつとも、前記のとおり、証拠の評価及び事実の認定（①）は合議体の自由な心証によって判断されるどころ、当該事実の法的評価（②）もまた、合議体の専権事項であり、合議体は、いずれの判断にあたっても、当事者の主張に不当な影響を受けないようにしなければならない。

4. 複数の証拠方法と事実認定

- (1) 一つの具体的事実について、複数の証拠が提出され、これらについて証拠調べが行われることがある。この場合、合議体は、証拠調べから得た複数の証拠資料を基に、整合性のある事実認定を行うことになる。特に、ある事実につき立証責任を負う当事者が提出する証拠方法（本証）と、事実を否認する相手方が提出する証拠方法（反証）について証拠調べがされたとき、審判官の心証形成に当たっては、各証拠が示す事実の関係及び反証により示される反対事実の存在可能性が問題となる。
- (2) 反対事実の存在可能性があることをもって直ちに「事実を認めることができない」とすべきではない。たとえ反対事実の存在可能性が僅かに残ったとしても、全証拠を総合的に検討し、経験則に照らして反対事実を検討した結果、「通常人」が合理的疑いを差挟まない程度に立証すべき事実が存在するという確信がもてれば「事実を認めることができる」として、審決することとなる。

(改訂 H27. 10)

35—01 P U D T

証人尋問などの準備のための手続

1. 立証計画の策定、要証事実と主張の整理及び峻別

(1) 立証事項（立証事実）・証拠の整理

ア 当事者による整理

無効審判請求等に当たっては、審判請求書の請求の理由において、無効の根拠となる具体的事実を特定したうえ、証拠方法の欄に、当該具体的事実（立証事項）とその証拠との関係を具体的に明示して記載しなければならない（特 § 131②、実 § 38②、意 § 52、特施規様式 62 備考 8）。また、証拠調べを申し出るときには、証拠申出書等により、証明すべき事実及びこれと証拠との関係を具体的に明示してしなければならない（特施規 § 57 の 3、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥）。

イ 合議体による整理

請求人や被請求人から多数の立証事項及び証拠が提出されることがあるが、「顕著な事実」や本件と無関係な事実等は証拠による認定が不要であり、本件と無関係な証拠は証拠調べが不要である。

したがって、合議体は、当事者が申し出た立証事項（立証事実）のうち、要件事実との関係で何が必要であり、当該事項につきどの証拠によって証明すべきかを整理しておくことが円滑・効率的な証拠調べの実施に当たって重要である。

以上の整理の結果、当事者の主張・申出と異なる審理手続を行うときは、事前に当事者の同意を得ておくことが好ましい。

ウ 証拠の採否

証拠の採否は、証拠の取調べを行う範囲、時期、順序などとともに、職権で決定できる事項である。

ただし、合議体は、証拠の証拠力が薄弱だろうとの予断で、その取調べを

拒否すべきではない。証拠の採否を検討するに当たっては、以下の観点が有用である。

(ア) 複数の証拠について、立証しようとする事実が同一であると考えられるときは、当事者にそのことを確認して、主要な証拠に限定してもらうことが有効である。

(イ) 証拠方法には次のようにそれぞれの特徴があり、その特徴をいかした立証が効率的な審理の助けとなる。

- ・ 書証は取調べがしやすく、また、事実の確定に有効である。
- ・ 検証は構成を把握することが容易である。
- ・ 人証は事実の細部や、多くの証拠相互の関係を把握するために有効である。

(ウ) 人証、検証による立証よりも他の証拠方法が適切であるものについては、その点を挙証者に指摘し、他の証拠方法の追加と不適切な証拠方法の撤回を促す。他方で、人証以外の証拠により認定できない事項につき、人証によって決着をつけることが効率的である（したがって、証人尋問の実施の前に他の証拠調べが終了していることが望ましい。）。

エ 間接事実の取扱い

一つの具体的事実の存在を証明するために複数の間接事実が主張されている場合で、当事者が主張する間接事実が審判官が不要と判断できるものがあるときは、その間接事実の検討及びこれに係る証拠調べを行う必要がない（この点について、挙証者に理由を説明し、証拠調べの申請を取り下げてもらうとよい。）。

(2) 申請された立証事項と証拠方法の検討

ア 主張と証拠との関係が明らかでないとき

当事者は、前記のとおり、その主張に係る具体的事実と証拠との関係を具体的に明らかにすべきであるが、その関係が明らかでない又は関係がないことが明らかであるとき、合議体は、当事者に対し、補正を命じるか、自発的に補正するよう促す（審判請求書の補正。なお、審判請求書として記載不備が著しいときには答弁指令前に審判請求書を審決により却下することも検討する。）。

イ 主張又は証拠が不足しているとき

当事者の主張では、法律要件を判断するのに必要な具体的事実（主要事実）が欠けていることが明らかであるときには、この点についての主張を補充させる。また、後日補助事実についての証拠が補充される蓋然性が高いものについては、それらの指摘を早期にすることが審理期間の短縮につながる。

さらに、主張された具体的事実が立証を要するものであるにもかかわらず証拠に基づかないときには、必要に応じ、証拠の提出を促す。

ウ 尋問事項書等の記載が不明確なとき

人証・検証が申請されているときには、証拠調べの具体的内容を記載した「尋問事項書」、検証物の検証事項を記載した「指示説明書」が添付書類として提出される。具体的に記載されていないとまでは言えなくとも、不明瞭と考えられるときは、合議体から当事者に対し、補正を命じるか、尋問事項書等を自発的に補正してもらう（→21—02）。

(3) 要証事実と主張の整理、峻別

請求人や被請求人の立証事項の中に、法的評価（事実が法律要件を充足するか否かの判断）や事実の評価（適切か不適切か、同じか異なるか等の判断）が含まれていることがある。そのまま証拠調べを実施しても混乱を引き起こしたり、争っている本質部分とずれた証拠調べを行ってしまうおそれがある。事実と主張の区別が明確でないと、証人に対して本件発明との異同を尋問したり、取引が公然実施にあたるか否かを尋問し、証人が無意味な抽象概念（経験した事実以外のこと）を証言する等の無駄を発生させ、審決の起案に支障が生じる結果となりかねない。

このような場合は、要証事実と、当該事実を前提とした法的評価を峻別・整理し、立証事項には事実を示し、その事実の評価やこれに基づく法的評価は別途書面により主張させるように促すことが円滑・効率的な証拠調べの実施のために重要であり、審決を起案するにあたっても有用なことである。また、これにより、立証すべき事実・証拠の不足が判明することもある。

(4) 最初の答弁機会の付与前の証拠調べの実施

証拠調べは、被請求人からの答弁（訂正請求）や請求理由の補正許否の決定がされた後、すなわち、両当事者からの立証事項、証拠、主張が揃った段階に

において実施することが通常であるが、例えば、証拠方法が実質的に人証と検証とによる場合で、それらの証拠調べを行わないままに被請求人に答弁の機会を与えても、被請求人が実質的な反論・反証をすることが困難であるときには、答弁の機会付与前に証拠調べを行うことができる。

請求書の方式審理（「請求の理由」の記載要件の調査）の際に、人証や検証による立証事項を確認し、被請求人への答弁指令の前にそれらの証拠調べを行うべきかを検討するとよい。

2. 口頭審理と証拠調べ

口頭審理（33—00）を原則とする（特 § 145①、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）当事者系審判においては、要証事実、証拠、主張を当事者に峻別・整理させること、証人が何を知っており何を立証するのかを整理させることを、口頭審理で行い、後日、尋問事項書として提出させ、それを相手方に示し反対尋問の準備をさせたいうで証拠調べを行うとしてもよい。

しかしながら、口頭審理と証拠調べを別の日に実施しようとするると手続が煩雑となるばかりでなく審理期間が長くなる問題があるので、口頭審理と証拠調べを同日に行うべく、事前に双方にファクシミリ又は電子メール等で証拠調べに係る事項を確認、準備させ、実施期日には、先ず、口頭審理を開始して「要証事実と証拠との関係、証拠調べに要する時間、証拠調べの場で行う事項と、その後の口頭審理の場で行う事項との区別」等を、合議体と当事者で確認し、→ 口頭審理中断 → 証拠調べ → 口頭審理再開 → 口頭審理終了、とすることが実務上されている。

また、査定系審判は書面審理を原則とするが（特 § 145②、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）、仮に証人尋問等の証拠調べを行うときには、上記と同様な理由から、口頭審理としてもよい。

なお、口頭審理と証拠調べを同日に行うか否かは、合議体がその有効性や必要性を考慮して判断し、当事者双方に了解を得ておく。

3. 証人尋問の事前手続

(1) 申出による証人尋問

ア 証人尋問の申出を採用してこれを行うことに合議で決したときは、次のとおり措置する。

(ア) 尋問事項書（特施規 § 58 の 2、様式 65 の 16）

a 提出がないときは、提出するように補正を命じる。

b 尋問事項の内容に不備があるときは、その点を補正したものを提出するように補正を命じる。

c 必要部数が不足しているときには、これを充足するように補正を命じる。必要部数は、拒絶査定不服審判の場合は 1 通、それ以外の場合は特許庁分の 1 通に、証人及び相手方の数に応じた通数である。

d 補正命令に応じなかったときは、合議体の判断により証人尋問申出の採用を見合わせる、あるいは採用するとしてもその手続を進めることなく、重ねて同様なあるいは他の適当な命令を発する等の措置をとる。審判請求を審決で却下することはしない。

(イ) 申出による証人が多数あるときには、証人尋問をすべき者の氏名と、その申出をした側の当事者がいずれであるかを摘記したメモを記録に付しておく

(ウ) 証人尋問に要する費用（証人旅費、日当、宿泊料。以下「旅費等」という。）の予納通知を発するよう審判書記官に指示する。なお、査定系審判においても、証拠調べ費用の予納を命じることができる（特 § 169③、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

(エ) 査定系審判にあつて証人尋問と口頭審理を同時に行うときには、審判書記官にその旨を指示する。また、当事者系審判にあつて、口頭審理を同時に行わないときにもその旨を指示する。

イ ア（ウ）の指示を受けた審判書記官は、証人尋問を申し出た者に、証人が旅費等を請求するか放棄するかを確認し、以下のとおり措置する。

(ア) 証人が旅費等を放棄する場合は、予納手続を省略して、記録を保管する（証人尋問終了時に証人から旅費等の放棄書の提出を求める。）。

(イ) 証人が旅費等を請求する場合は、以下のとおり措置する。

- a 証人尋問申出書の記載に基づき、民事訴訟費用等に関する法律の例により証人旅費、日当、宿泊料を計算する（特 § 169⑥、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。
- b 保管金受払簿に必要事項を記入し、予納通知（様式 1）を起案して、特別送達をもって申出人に送達する。
- c 記録を保管したうえで、予納金の納付を確認し、予納金を領収した旨の通知書を歳入歳出外現金出納官吏から受け取り、記録に連綴する。
- d 保管金受払簿に予納済のゴム印及びそれを確認した者の印を押す。

ウ イの措置を終えた審判書記官は、以下のとおり措置する。

- (ア) 口頭審理期日呼出状（様式 2、なお口頭審理を行わないときは同様に準じた証拠調べ期日通知）を起案し、決裁の上、特別送達をもって両当事者に送達する。なお、送達不能のときは、公示送達する。
（期日の指定→33—01）

(イ) 証人呼出状（様式 3）を起案し、決裁の上、尋問事項を記載した書面を添付して（特施規 § 58 の 3）、特別送達をもって証人あてに送達する。ただし、証人尋問を申し立てた当事者が証人を「同行」する旨を申し出たときは、送達しない。なお、送達不能のときは、その書類を記録に連綴する。

(ウ) (ア)の書類が送達されると郵便送達報告書が送付されてくるから、これを記録に連綴し、速やかに合議体に回付する。

エ イの措置を終えた後に証人尋問の必要がなくなった場合は、その旨を保管金受払簿に記載した上、申出をした者に対して通知する。この場合において、すでにウの措置を終えていたときは、他の当事者及び証人に対しても通知する。その通知が間に合わず、期日に証人が出頭したときは、開廷して期日の延期を宣し、旅費等を請求する証人にはこれを支払う。

(2) 職権による証人尋問（→36—01）

手続や注意事項は(1)の場合に準じるが、次の点において相違がある。
ア 証人は合議により選定の上、指定する。
イ 尋問事項書は合議体が、又はその指示によって審判書記官が作成し、
(1)ウの手続を進める。

4. 尋問事項書

- (1) 証人尋問の申出をするときは、同時に、尋問事項書を特許庁、証人及び相手方の数に応じて提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すればよい（特施規 § 58 の 2①）。
- (2) 尋問事項書はできる限り、個別的かつ具体的に記載しなければならない（特施規 § 58 の 2②）。

（注）特許異議申立事件（特 § 120）、商標登録異議申立事件（商 § 43 の 8→特 § 150, § 151）において証人尋問などの証拠調べを行うときは、上記審判事件における証拠調べに準じて取扱う。

5. 出頭した証人に対する費用の支出に関する手続

- (1) 審判書記官は証人尋問の前日までに、証人に対して支払うべき旅費、日当、宿泊料の金額を記入した証人尋問通知書を会計課主計係に提出しておく。
- (2) 審判書記官は証人旅費、日当、宿泊料の請求書及び振込請求書の各用紙に必要事項を記入した上で、当日出頭した証人に記載内容の確認を求める。確認後、証人は日付・氏名を記入する。
- (3) 証人尋問が終了したとき、審判書記官は会計課主計係に上記(2)の各用紙を提出する。

6. 鑑定証人、鑑定人、当事者尋問の準備手続

- (1) 鑑定証人の尋問には、事前手続に限らず、証人尋問の規定が適用される。
- (2) 鑑定人の呼出しには証人尋問手続の規定が準用され、鑑定人の旅費

等、鑑定料及び鑑定に必要な費用については証人の旅費等と同様の手続による。鑑定を求める事項を記載した書面の提出その他の手続については 35—12 参照。

(3) 当事者本人尋問には、証人尋問に関する規定が準用される。ただし、旅費等については、尋問を受ける者が証人ではないから、予納しなくてよい。

7. 検証の手続

延内における検証でない延外検証（実地検証）における審判官及び審判書記官の旅費等については予納を要する。その他の手続については 35—06 及び 35—07 参照。

8. 在廷証人

予定された証人尋問が進行し、なお不明の点について在廷証人につき尋問することを当事者の一方から申し出たような場合において、他方の当事者も同意し、その証人尋問が既に行われた証人尋問の補足的なものと認められるときは、これを採用して差し支えない。

ただ他方の当事者が同意しないときには、反対尋問の準備において欠けるところがあるとも考えられるので、補足的なものであることが明らかでなければ採用しない方が好ましい。

9. 書面尋問

(1) 書面尋問

合議体は、相当と認めるときは、証人若しくは当事者本人の尋問又は鑑定人の意見の陳述に代えて、書面の提出をさせることができる（以下「書面尋問」という。特 § 151→民訴 § 278、特施規 § 58 の 17）。

書面尋問は、宣誓がなく、反対尋問もないので、信用性の評価にあたっては十分に留意する。

(2) 書面尋問の手続

ア 書面尋問を行うにあたり、審判官は、尋問の申出をした当事者又は

参加人の相手方に対し、当該書面において回答を許諾する事項を記載した書面を提出させることができる。

イ 審判長は証人が尋問に代わる書面の提出すべき期間を定める。

ウ 証人は、当該書面に署名しなければならない。

10. 映像等の送受信による通話の方法による尋問（特 § 151→民訴 § 204、特施規 § 58 の 16）

(1) 尋問の方法

この方法による尋問は、遠隔地の証人（当事者本人、鑑定人）とテレビ会議システム（→37—02）を通じて行う。テレビ会議システムとは、遠隔地者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法である。

(2) 当事者の意見

この方法による尋問は、新しいタイプの証拠調べの方法であり、当事者の理解を十分に得た上で行うことが望ましいから、実施にあたり、当事者の意見を聴いて行う。

(3) テレビ会議システムの具体的な利用方法

ア 必要な機器

テレビ会議システムを利用するためには、以下の機器等が必要である。テレビ会議用の特別なソフトウェアをインストールする必要はない。

- ・パソコン
- ・インターネット回線（回線速度は ADSL 以上を推奨）
- ・ウェブカメラ
- ・マイクとスピーカー

イ 手続

① 利用時間が確定したら、出席者の電子メールアドレスあてに招待メールが届く。招待メールには、開催日時と招待 URL が含まれる。

② 招待メールに示された開催日時以降、招待 URL へのアクセスが可能。招待 URL へアクセスし、ウェブサイト上の会議室へ入室する。

ウ 委任状等の文書をファクシミリで送付する等、ファクシミリを利用

しながら行うことも可能である。

エ テレビ会議システムを利用した場合には、その旨及び証人等が出頭した場所を調書に記載しなければならない。

1 1. 証人尋問における証人保護のための措置

(1) 付添い（特 § 151→民訴 § 203 の 2、特施規 § 58 の 15 の 2）

審判長は、証人が著しい不安・緊張を覚えるおそれがあるときは、その不安・緊張を緩和するのに適当であり、証言に不当な影響を与えるなどするおそれのない者を、尋問中、証人に付き添わせることができる。

この措置をとる場合は、審判長は、当事者及び参加人並びに証人の意見を聴かなければならない。また、当該措置をとった場合は、必要事項を調書に記載しなければならない。

(2) 遮へい（特 § 151→民訴 § 203 の 3、特施規 § 58 の 15 の 3）

審判長は、証人が当事者本人又はその法定代理人の面前において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがある場合であって、相当と認めるときは、証人と当事者本人又はその法定代理人との間に衝立を置くなどの措置をとることができる。また、事案の性質等を考慮し、証人と傍聴人との間に衝立を置くなどの措置をとることができる。

当該措置をとる場合は、審判長は、当事者及び参加人並びに証人の意見を聴かなければならない。また、当該措置をとった場合は、必要事項を調書に記載しなければならない。

(3) テレビ会議システム（特 § 151→民訴 § 204、特施規 § 58 の 16 等）

証人が遠隔地に居住する場合に限らず、事案の性質等を考慮し、証人が審判長及び当事者が証人尋問を行う場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる場合であって、相当と認めるときには、テレビ会議システムによる尋問をすることができる。

当該措置をとる場合は、審判長は、当事者及び参加人並びに証人の意見を聴き、証人を適切な場所に出頭させる。また、当該措置をとった場合は、必要事項を調書に記載しなければならない。

(4) 傍聴人の退廷（特 § 151→民訴 § 203 の 3②、 § 204、特施規 § 58 の 14）

証人と傍聴人との間の遮へい措置をとる場合及びテレビ会議システムによる尋問をする場合であっても、証人が特定の傍聴人の面前においては威圧され十分な陳述をすることができないと認めるときは、当事者及び参加人の意見を聴いて、その証人が陳述する間、その傍聴人を退廷させることができる。

(改訂 R2.12)

様式 1

予 納 通 知

令和 年 月 日

特許庁 審 判 長

殿

無効20××-800×××につき申出があった

証人 尋問の費用金 円

を本書発送の日から 日以内に限り当庁歳入歳出外現金
出納官吏に現金をもって予納されたい。

おって、先に提出のあった上記証人に対する尋問事項を
掲載した書面の副本2通を提出されたい。なお、この指定
期間の延長は認めない。

予納金明細

証 人	金 額
計	

なお、予納金の提出後において、審判請求の取り下げ、
証人尋問の申出を伴った特許（登録）異議申立ての取下げ
又は証人尋問の申出の取下げをした場合は、予納金は還
付しますから、歳入歳出外現金出納官吏（当庁会計課）
に請求して下さい。

様式 2

口頭審理期日呼出状

令和 年 月 日

特許庁審判長

請求人代理人 殿

被請求人代理人 殿

無効20××-800×××

請求人

被請求人

上記当事者の特許第〇〇〇〇〇〇〇号審判事件（無効20××-800×××

につき口頭審理期日を令和 年 月 日 午

時に指定したから、当日特許庁審判廷に出頭されたい。

おって、 月 日までに口頭審理陳述要領書を差し出されたい。

なお、当日尋問する証人は次のとおりである。

証 人

様式 3

証人呼出状			
令和	年	月	日
特許	庁	審判	長
殿			
無効20××-800×××			
請求人			
被請求人			
上記事件につき別紙の尋問事項に関して証人として尋問するから、令和 年 月 日午 時、本状持参の上、特許庁審判廷に出頭されたい。			
(正当の理由がないのに呼び出しに応じないときは 10 万円以下の過料に処せられることがある。)			

(改訂 R2.12)

35—02 P U D T

証拠調べ調書の作成要領

1. 証拠調べ調書は、口頭審理調書と同様、審判書記官が作成する（特 § 151→特 § 147①、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

証拠調べの調書に記載される事項（特施規 § 57 の 5、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥）

- (1) 審判番号
- (2) 審判官及び審判書記官の氏名
- (3) 出頭した当事者本人、代理人、参加人、通訳人、証人、鑑定人の氏名
- (4) 証拠調べの日時、場所
- (5) 証拠調べを公開したこと又は公開しなかったときは、その旨及びその理由
- (6) 証人、当事者本人、鑑定人の陳述の要領
- (7) 証人、当事者本人、鑑定人の宣誓の有無並びに証人及び鑑定人に宣誓させなかった理由
- (8) 検証の結果
- (9) 審判長が記載を命じた事項及び当事者又は参加人の請求により記載を許した事項
- (10) その他必要な事項

2. 証拠調べ方法（→34—01）より証拠調べの結果得られる資料、すなわち証言又は供述の内容、鑑定意見、文書の記載内容、検証の結果から合議体の心証が形成されるので、その資料を記録する証拠調べ調書は重要な文書である。

3. 留意事項

- (1) 証拠調べ調書の形式は様式 1 のとおりであり、その作成要領は口頭審理調書の場合（→33—04）に準じるが、特に証人など証拠方法を明確にしなければな

らない。

- (2) 調書には、書面、写真、録音テープ等（例えばCD-R、DVD-R）その他審判官（合議体）が適当と認めるものを引用し、審判の記録に添付して調書の一部とすることができる（特施規 § 57 の 7→ § 56、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥）。
- (3) 文書成立の真正の証明のため、筆跡又は印影の対照の用に供した書類の原本、謄本又は抄本は、調書に添付しなければならない（特施規 § 61 の 8①、特 § 151→民訴 § 229①、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥）。
- (4) 審判長の許可があったときは、証人等の陳述を録音テープ等に記録することにより、証拠調べの調書の記載に代えることができる（特施規 § 57 の 6、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥）。この場合、陳述の部分については、録音テープ等が調書となる。当事者又は参加人は、審判長が許可する際に、意見を述べることができる。

また、審決の謄本が送達されるまでに当事者又は参加人の申出があったときは、証人等の陳述を記載した書面（この書面は、当該録音テープ等の内容を理解する際の参考とするための説明資料的な性質しかない）を作成しなければならない。

ただし、審判の請求が取り下げられたときは、この書面を作成する必要はない。

4. 証拠調べ調書は、証拠方法の種類によって、証人調書、（当事者）本人調書、鑑定人調書、検証調書などと呼ばれる。

5. 証人調書

- (1) 様式 1 により、まず証人の氏名、住所の項に所定事項を記載し、証人の宣誓と審判長の偽証の罰の告知（特 § 151→民訴 § 201①、一部民訴規 § 112 以下）及び尋問すべき他の証人が審判廷に在廷したか否かを記載する。なお、通訳人などが立ち会ったときはその旨を記載する。また、証人保護のための措置（→35—01 の 1 1. (1)～(3)）をとったときは、以下の事項を記載する。

ア 付添い（特 § 151→民訴 § 203 の 2、特施規 § 58 の 15 の 2）

その措置をとった旨並びに証人に付き添った者の氏名及びその者と証人との関係

イ テレビ会議システム（特 § 151→民訴 § 204、特施規 § 58 の 16①、②等）

その措置をとった旨及び証人が出頭した場所

ウ 遮へいの措置

その措置をとった旨

(2) 申立てによる証人尋問のときは、尋問の順序（→35—04）に従ってされた尋問（質問）と証人の証言（陳述）の要領を記載する。

なお、当事者の不用意な質問に対する審判長の制限、これに対する異議などが活発に行われたときには、一問一答式が望ましいことが多い。

(3) 審判書記官は、(1)及び(2)に従って、“調書原案”を作成し、審判長は、その“調書原案”について、必要に応じて補完あるいは要約して、調書作成の参考のため審判書記官に提供する。

(4) 調書には、審判書記官が記名押印し、審判長が認印する（特施規 § 55②、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥）。

なお、審判長に支障があるときは、陪席審判官がその事由を付記して認印する。両者に支障があるときは審判書記官がその旨を記載すればよい（特施規 § 55③、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥）。

(5) 証人調書に添付される書類として次のようなものがある。

ア 証人の署名した宣誓書

ただし、証人が署名できないときは、その事由を明記し審判書記官が代書したものに証人の指印を押したものを添付する。

イ 審判長が適当と認めたときは、証人の署名した手記を調書の一部に引用することができる。

6. （当事者）本人調書

5. の場合に準じるが次の相違がある。

宣誓をした当事者が虚偽の陳述をした場合は証人の場合と異なり、懲役の制裁がない（10万円以下の過料）。

7. 録音テープ等で作成された調書の閲覧、複写について

「調書」について、主に録音テープ又はビデオテープの複製物で交付される。

8. 検証調書

(1) 審判廷でされる検証の調書の記載は5.及び6.の場合と同様であり、検証の目的に加えて、経過及び結果を記載することができる。

ア 検証の目的は具体的に記載する。

イ 検証の目的によっては簡単な視覚判断でわかる場合もあるので、そのような点の必要な記載を脱落させない。

(2) 現場検証の調書の記載は(1)のほか、検証の場所及び検証物を記載し、かつ、原則として添付図面として図示することを要する。これは検証物を客観的に特定することが必要であるという要請に基づくものである。

(3) 検証には通常当事者も立ち会うが、この場合、検証物に関する当事者双方の意見又は陳述を求め、審判長が審判官とともに検証物を検証し、その結果を確認する。

補充的に審判長が質問する場合は、居合わせた者に対してされるので、居合わせた者の住所、氏名を調書に記載する。

(4) 検証物の説明のため在廷証人（現場証人）の申立てがあったとき、又は職権で証人を尋問するときは、5.に準じて処理する。

(5) 検証の結果は、検証の実施の結果に基づいて審判長が認識確認した事項を記載する。必要を認めたときは、時刻、天候、見取図、写真、距離関係の場合などはその基点、方位なども記載する。

なお、検証の結果には、検証から直ちに推測できる事実の結論を記載してもよいと考えられている。

(改訂 R2. 12)

様式 1

第 1 回証拠調べ調書			
審 判 番 号	無効 2 0 〇 〇 - 8 0 0 〇 〇 〇		
期 日	令和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日	午後 〇 時 〇 〇 分	
場所及び公開の有無	特許庁審判廷で公開		
審 判 長 審 判 官		〇 〇	〇 〇
審 判 官		〇 〇	〇 〇
審 判 官		〇 〇	〇 〇
審 判 書 記 官		〇 〇	〇 〇
出頭した当事者等	請求人代理人弁理士	〇 〇	〇 〇
	被請求人代理人弁理士	〇 〇	〇 〇
	証人	〇 〇	〇 〇
証拠関係	下記証人調書記載のとおり。		
証人調書			
証人の表示			
氏 名	〇 〇	〇 〇	
住 所	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		
職 業	〇 〇 〇 〇		
審判長は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証した場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。			
陳述の要領			
請求人代理人	〇 〇 〇 〇		
0 0 1	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		
	・		
	・		
	・		
以上			
審判長	特許庁審判官	〇 〇	〇 〇 XXXX
	審判書記官	〇 〇	〇 〇 YYYY

(改訂 R1.6)

35—03 P U D T

証拠調べの嘱託尋問

1. 証拠調べの尋問は、これを地方裁判所又は簡易裁判所に嘱託できる（特 § 150⑥、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。もつとも、この手続は間接主義（35—00の1.）に基づくものであり、直接尋問するのではなく尋問調書（→5.）のみによって事実を判断するため、2.に掲げるときなどの例外的な場合に限定して採用すべきである。

2. 嘱託尋問をするべきか否かは合議によって決定することとなるが、上記1.より、以下の場合等に限定して採用すべきである。
 - (1) 次の条件を全て具備しているとき
 - ア 検証物が地方にだけ存在する。
 - イ 検証物の当庁への持込みが困難である。
 - ウ 合議体が地方へ出向き難い事情がある。
 - (2) 証人が地方に在住し、老齢又は病弱等のため状況に耐えられないとともに、
 - (1)ウのような事情のあるとき
 - (3) 全国的にあるいは特に多数の場所において証拠調べをする必要があるとともに、証拠物を全て当庁に集めることも、合議体が全ての地方に出向くことも費用、時間などの関係で困難と認められるとき
 - (4) 文書の成立などきわめて簡単で嘱託尋問調書のみによっても十分に心証が得られると予測されるとき

3. 尋問事項の決定に当たっては、1.に述べた欠点に対処するため、特に次の点に注意し、十分な心証が得られるよう慎重にしなければならない。

- (1) 尋問すべき証人（鑑定人、本人尋問）の順番（→35—04）
- (2) 尋問事項の内容の平明さとその順序
- (3) 証言などが肯定否定のいずれかでされるような尋問事項があり、かつそのいずれの場合であるかによって次の尋問事項が変わる場合には、前の尋問事項に対する証言が肯定否定のいずれの場合の尋問事項であることを明示する。
- (4) 内容的には同様な尋問事項であっても必要に応じて表現を変え、繰り返し尋問事項の適当な場所に入れることも必要である。

4. 審判書記官は、申出による場合も職権による場合も審判長の指示によって、以下のように手続を進める。

(1) 費用の計算及び予納

証人尋問などの準備手続（→35—01）に準じて、裁判所における呼び出しの費用（当事者、証人、鑑定人）2回分、証人の旅費、日当、宿泊料を計算し、申出人に予納させる。

(2) 嘱託事項の決定

証人尋問にあつては尋問事項、鑑定又は検証にあつては鑑定物又は検証物を決定するほか、嘱託の内容を決定する。

(3) 嘱託書の作成

ア 様式1の証拠調べ嘱託書を作成し、審判長名をもって名あて裁判所あてに送付する。

この場合証人及び鑑定人として尋問を受ける者の普通裁判籍を調査し、名あての裁判所を定めるよう留意する。

なお、この証拠調べ嘱託書には、当庁から尋問費用を移送する場合には様式2、名あて裁判所で予納指令を発してもらう場合には様式3の追って書を付記する。

イ 添付書類及び添付物（鑑定物、検証物）は添付書類又は添付目録として記載し、名あて裁判所から証拠調べの内容を明らかにした調書を当庁あてに送付する際に併せて還付されるよう請求する（→様式2、又は3）。

ウ 添付書類として更に尋問事項及び鑑定事項、検証の目的を記載した書類を必要部数添付する。

エ 費用の送付

嘱託尋問に要する費用を送付するときには、名あて裁判所の歳入歳出外現金出納官吏に送付（隔地払い）するよう会計課に依頼する。

オ 記録から取り外して嘱託書に添付された書類が、もともと連続されていた記録箇所には、該書類が嘱託による証拠調べのため裁判所に送付された旨を記載した書面を連続する。

5. 調書の処理

名あて裁判所から尋問を終えて当庁あてに調書の送付（→4.(3)イ）があった場合はこれを記録に連続する。還付された添付書類及び添付物はこれも同じく調書に連続するか、あるいは元の連続場所又は保管場所に連続又は保管する。

6. 合議体はこの調書を証拠調べ調書と同じように取り扱って判断の資料とすればよいが、文字の上からだけで心証を得なければならないところに、尋問事項の決定（→3.）に当たって慎重でなければならない理由がある。

7. 嘱託尋問によらないで、合議体の構成員の一部を受命審判官として指定し、この受命審判官によって尋問を行うこともできる（特§151→民訴§195、特施規§57、民訴規§31、受命審判官→35—11）。

様式 1

証拠調べ嘱託書

令和 年 月 日

裁判所民事部御中

東京都千代田区霞が関 3-4-3 特許庁審判部

審判長特許庁審判官 氏 名

令和 年 審判第 号

住 所

請 求 人 氏 名

住 所

代 理 人 氏 名

住 所

被 請 求 人 氏 名

住 所

代 理 人 氏 名

上記の当事者間の 審判事件について別紙尋問事項に基づき、
下記証人の御尋問を嘱託します。

記

証 人 住 所
氏 名

様式 2

なお、この尋問は別紙尋問事項に記載する内容よりも一層詳細に、次のとおりの順序に従い、証人にはのちの尋問内容を予知させることなく尋問されるように御配慮願います。

- 1.
- 1.

添 付 書 類

1. 甲第 号証
1. 乙第 号証

上記添付書類について御用済みの節は返還して下さい。

なお、下記の計算に基づく尋問費用は当庁歳入歳出外現金出納官吏から貴庁会計係あて移送手続中です。

1.	当事者期日呼び出しの費用	円
1.	証人呼び出しの費用	円
1.	証人の日当	円
	旅 費	円
	宿 泊 料	円
1.	当庁あて書類の送達の費用	円
	計	円也

様式 3

追って証拠調べ費用は貴庁において予納指令書を発して下さい。
 なお、この尋問は別紙尋問事項に記載する内容よりも一層詳細に
 次のとおりの順序に従い、証人にはのちの尋問内容を予知させる
 ことなく尋問されるように御配慮願います。

1.

1.

添 付 書 類

1. 甲第 号証

1. 乙第 号証

上記添付書類について御用済みの節は返還して下さい。

なお、下記の計算に基づく尋問費用は当庁歳入歳出外現金出
 納官吏から貴庁会計係あて移送手続中です。

1.	予納指令送達費用	円
1.	当事者期日呼び出し費用	円
1.	証人呼び出し費用	円
1.	当庁あて書類の送達費用	円
	計	円也

(改訂 R1.6)

35—04 P U D T

証人尋問の順序

1. 呼上げ、点呼

証人尋問期日において審判長は事件の呼上げをしたのち、点呼により当事者及び代理人の出欠を個別に確認する。

なお、証人は、期日に出頭することができない事由が生じたときは、直ちにその事由を明らかにして届け出なければならない（特施規 § 58 の 4、実施規 § 23⑫、意施規 § 19 ⑧、商施規 § 22⑤、⑥）。

2. 証人の人定質問

審判長は、出頭した証人の持参した証人呼出状を原本と照合したのち、証人の氏名、年齢、職業及び住所を尋問する。出頭した証人が証人呼出状を持参していないとき又は証人呼出状の提出が不要であるときは、証人等出頭カードの記載を求める。

持参された証人呼出状又は証人等出頭カードの記載内容が証人尋問申出書に記載されたものと異なっているときは、直ちに証人又は当事者に対して釈明を求める。町名、地番が変更されているときや、居所あるいは勤め先の所在地を住所としているときなど、住所に関する相違が比較的多い。その結果、尋問すべき証人であることが認められたときは、当事者に対して証人尋問申出書の補正を命じるとか、審判書記官に対して釈明の内容を調書に記載するように指示を与えるなど、必要な措置を行ったのち、審理を進める。

3. 宣誓書の朗読

(1) 証人の宣誓は、尋問の前にさせなければならない。ただし特別の事由があるときは、尋問の後にさせることができる（特施規 § 58 の 5①、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴規 § 112①）。

(2) 審判長は、宣誓前に宣誓の趣旨の説明、偽証の罰（特 § 199、実 § 59、意 § 72、商 §

81) の警告、及び証言を拒絶できる範囲（特 § 151→民訴 § 196、§ 197）の説明を行ったのち、在廷者全員を起立させて、「良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。」と記載した宣誓書を証人に朗読させ、これに署名させる（特施規 § 58 の 5②～⑤、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴規 § 112②～⑤）。

(3) 証人が宣誓書を朗読することができないときは、審判長は、審判書記官にこれを朗読させなければならない（特訴規 § 58 の 5③、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴規 § 112③）。

(4) 証人に日本語が通じない場合又は証人が耳の聞こえない者若しくは口がきけない者である場合であって、通訳人を立ち合わせるとき（特 § 146→民訴 § 154）、当該通訳人は、証人の場合に準じて宣誓を行う（特 § 151→民訴 § 216、§ 201）。通訳人が虚偽の通訳をしたときは虚偽通訳罪が適用される（特 § 199、実 § 59、意 § 72、商 § 81）。

4. 証言の際の注意事項の告知等

(1) (i) 審判長の方を向いてはっきり、ゆっくりと証言すること、(ii) 自己の経験したことだけを証言し、自分の意見は述べないこと、(iii) 聞かれたことだけに答えること、(iv) 自己の秘密に関することや、自己に不利な証言等は拒むことができるが、その申し出に際しては理由を聞かれること等、必要な注意事項を告知する。

(2) 複数の証人がいる場合は、どの証人より尋問するかを予め申請者側と相談しておいた順序で行うが、相談しておかなかったときはその場で相談して決定する。

(3) 調書の証人の陳述部分は、通常は録音テープに代える。そこで、審判長は、その旨を最初に告知する。

5. 証人の隔離

証人が数人いるときは、後に尋問する証人は退廷させ別室で待たせる隔離尋問が原則であるが、審判長は、必要があると認めるときは、後に尋問する証人を在廷させてもよい（特施規 § 58 の 13、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴規 § 120）。後に尋問する証人を在廷させるときは、両当事者に意見を聴く。

6. 尋問の順序

尋問は、以下の順序により行う（特施規 § 58 の 6、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴 § 202①、民訴規 § 113）。ただし、審判長は、適当と認めるときは、当事者の意見を聴いて以下の順序を変更することができる（特施規 § 58 の 6③、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴 § 202②）。

(1) 主尋問

証人尋問の申出をした当事者又は参加人が、尋問事項に従って立証すべき事項及びこれに関連する事項について尋問する。

(2) 反対尋問

主尋問に現れた事項及びこれに関連する事項並びに証人の証言の信用性に関する事項について尋問する。

(3) 再主尋問

反対尋問に現われた事項及びこれに関連する事項について尋問する。

(4) 補足尋問

当事者又は参加人は、審判長の許可を得て更に尋問することができる。

(5) 職権尋問

審判長は、必要があると認めるときはいつでも、自ら証人を尋問することができる（特施規 § 58 の 6③、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴規 § 113③）。

陪席審判官は、審判長に告げて証人を尋問することができる（特施規 § 58 の 6④、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴規 § 113④）。

(6) 対質尋問

審判長は、証言や供述が食い違う場合など、必要と認めたときは、証人と他の証人との対質を命じることができる（特施規 § 58 の 11、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴規 § 118）。対質を命じたときは、その旨を調書に記載しなければならない。また、対質を行うときは、審判長がまず証人を尋問することができる。

7. 質問の制限

審判長は、当事者の質問が上記 6. (1)～(3)に記載した事項以外の事項に関するものであって相当でないと認めるとき、又は禁止される質問（→35—05 の 2. ）にあたるときは、申立てにより又は職権で、その質問を制限することができる（特施規 § 58 の

7②、§ 58 の 8③、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴規 § 114②）。

8. 当事者の異議

当事者の尋問に対する審判長の許可又は不許可（→6.(4)）、又は上記7.に記載した質問の制限について当事者から異議の申立てがあったときは、合議により直ちに採否を決定し、この経過を証人尋問調書に記載する（特施規 § 58 の 10②、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴規 § 117②）。

9. 当事者尋問

- (1) 証人尋問の順序と同様であるが、宣誓をした上で当事者が虚偽の陳述をしたときは、証人と異なり過料の制裁を受ける（特 § 202→ § 151、民訴 § 207①、実 § 62、意 § 75、商 § 83）旨を諭示する。
- (2) 証人尋問では、原則として証人に宣誓させる義務があるのに対し、当事者尋問では、当事者に宣誓させるか否かは審判長の裁量による（特 § 151→民訴 § 207①）。実際には、出頭した当事者本人に宣誓するかを聞いてから、審判長が裁量により宣誓させるか否かを決めればよい。
- (3) 尋問を受ける当事者本人に代理人がないときは、審判長がその当事者本人に尋問する。
- (4) 当事者本人は、手続の主体であるから、他の当事者又は証人の後に尋問する場合であっても、当該他の当事者又は証人の尋問中、在廷できる（特施規 § 59 の 2、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴規 § 127）。

10. 鑑定人の陳述（→35—12）

（改訂 R2. 12）

35—05 P U D T

証人尋問の要領

1. 審判長の審理指揮

審判長は、証人尋問を円滑に行うため、以下2.及び職権（補充）尋問を含めて審理指揮（審判廷内での指揮）を積極的に行うよう努めなければならない（特§138②、実§41、意§52、商§56①）。

なお、写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は審判長の許可が必要である。

2. 禁止される質問

質問は、できる限り具体的かつ個別的にしなければならないから、一問一答形式でない包括的・抽象的な質問や、証人に物語形式で語らせる質問がされた場合には、審判長から尋問者に対し、質問の仕方を変えさせるなどの対応をとるべきである（特施規§58の8①、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥、民訴規§114、115）。また、次の(1)～(6)のような質問は禁止されており（ただし、(1)の類型を除き、「正当な理由」がある場合には許される。）、審判長は、そのような質問が行われたときは、申立てにより又は職権で質問を制限することができる（特施規§58の8②、③、実施規§23⑫、意施規§19⑧、商施規§22⑤、⑥、民訴規§114、115、質問の制限（→35—04の7.）、当事者の異議（→35—04の8.））。

(1) 証人を侮辱し又は困惑させる質問

(2) 誘導質問

不当な暗示を与えて証言内容が操作される危険があるため原則として禁止されているが、争いのない前提事項に関する誘導や、記憶喚起のための誘導は、正当な理由があるといえるし、審理の効率化に資する。

(3) 既にした質問と重複する質問

ただし、明らかな誤解又は忘却により前の証言と矛盾した証言をしたときなどは、

正当な理由があるといえる。

(4) 意見の陳述を求める質問

事実ではない単なる意見や感想、資格のない者に専門的知見を必要とする意見を聞くことは許されない（鑑定証人については許される）。ただし、人または物の同一性、筆跡、性質、能力、年齢などについての判断を聞くことは許される。なお、証人が意見（例えば、容易性など）を陳述しても、要証事実の立証に役立たないことが多いばかりか、尋問者と証人との無益な議論になり、尋問時間の浪費となりがちであるから、注意が必要である。

(5) 証人が直接経験しなかった事実の陳述を求める質問

伝聞証言を求める質問がこれにあたり、原則として禁止される。ただし、当該事実を直接経験した第三者が死亡して証言を得られないなどの事情があるときは、正当な理由があるといえる。

(6) 争点に関係のない質問

3. 証人尋問の円滑な進行

審判長は、証人尋問を円滑に行うため、以下の点に留意して審理指揮を積極的に行う。

- (1) 実際の尋問で当初予定より時間がかかりそうなときは、尋問を促進するように促す。
- (2) 証人尋問の進め方等で当事者が折り合わないとき、審判長は、その場で判断して告知するか、又は休廷して控え室で合議した上で結論を告知する。不測の事態で判断できないときは、直ちに休廷して合議を行う（必要であれば、控え室から関係者に電話等で問い合わせて結論をだすようにする）。
- (3) 休憩は1～2時間に1度はとる必要がある（通常45分から90分で休憩する）
- (4) 審判長は、当事者同士が言い合いになったり、陳述がだらだらしているとき、尋問内容が不明瞭なときは、発言をさえぎって的確な指示をする。
- (5) 尋問者が証人に詰め寄って質問しているとき（特に、証人が不愉快に感じていると察知した場合には）、審判長は尋問を自分の席から行うように促す。
- (6) 審判長は、廷内の秩序の維持を図るため、あるいは、証人が特定の傍聴人の面前において威圧されて十分な陳述ができないときは、当事者及び参加人の意見を聴いてその証人が陳述する間、その傍聴人を退廷させることができる（特施規 § 58 の 14、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥）。

(7) 開廷中の写真撮影、速記、録音、録画又は放送は、審判長の許可があれば認められるが、通常は許可をせず、実際にそのような行為をする当事者・傍聴人を発見した時は、「廷内秩序が乱れるおそれがありますので、写真撮影は行わないで下さい」とことわって、制止、あるいは、退廷させる（すでに撮影した者については、廷吏にまかせる。なお、ビデオ録画、写真撮影、録音について、開廷前は可能である。）。

4. 証言の仕方

(1) 証人が、発問者の方へ向直って証言することがあるが、そのときは、正面（審判長）の方に向かって証言するように注意する。

(2) 証人の陳述は証人の記憶に基づくべきであるから、口頭によることが原則である。しかし、技術的な内容が複雑なときなど、適当な書類を参照するか、図などを筆記しながら陳述させた方が正確な証言が得られる場合もあるため、以下のような尋問の方法が認められている。

ア 証人は審判長の許可がある場合には書類に基づいて陳述することができ（特 § 151→民訴 § 203）、尋問者は審判長の許可を得て文書、図面、写真、模型、装置その他の適当な物件（この節 35—05 において、「文書等」という。）を尋問に利用することができる（特施規 § 58 の 9①、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥）。尋問に利用する文書等は原本ないし現物によるべきであり、これらが証拠調べを経ていないときは、原則として質問前に相手方に当該文書を閲覧する機会を与えなければならない。なお、証人が文書等に基づいて陳述したときは、その旨を調書に記載する。調書への添付その他必要があると認めるときは、当事者又は参加人に対し、提示した文書等の写しの提出を求めることができる。

イ また、審判長は必要があると認めるときは、証人に対し、文字、数式、構造式、概略図の筆記など、必要な行為を命じることができる（特施規 § 58 の 12、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥）。このとき、機械の名称、部品の名称及び簡単な説明を加えさせ、必ず署名させる。

(3) 録音テープ等を調書の一部に代えたときには、テープおこし（反訳）された書面が作成される。その反訳書面の作成を容易にし、テープや反訳書面から発言の内容が明確に把握できるように、以下の点に注意することが望ましい。

ア 審判長は尋問を行う者が変わるとに、次に尋問する者の名前を述べておく。

イ 証言で、技術的な用語や専門の学術用語が述べられたときは、できるだけはっきりと明確に、場合によっては繰り返し述べてもらう。

ウ 「それ」等の指示代名詞を用いた証言があると、対象が不明瞭となる恐れがあるので、なるべく対象を具体的に特定させるようにする。

5. 証人尋問の終了

立証事項について一定の心証が得られ、その結果、予定していたその余の証人の尋問が必要でなくなったときは、その時点で証人尋問を終了する。

6. その他

(1) 耳が聞こえない証人に書面で質問したとき、または口がきけない証人に書面で答えさせたときは、審判長は、審判書記官に質問又は回答を記載した書面を朗読させることができる（特施規 § 58 の 15、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴規 § 122）。

(2) 受命審判官（→35—11）が証人尋問をする場合には、審判官及び審判長の職務は、その審判官が行う（特施規 § 58 の 18、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴規 § 125）。

(3) 審判長は証人尋問における証人保護のための各種措置をとることができる（→35—01 の 1 1. ）。

(改訂 R2. 12)

35—06 P U D T

検証

1. 検証の概念

検証は、審判官がその五感の作用によって、直接に事物の性状、現象を検査してその結果を証拠資料にする証拠調べである。視覚による場合に限らず、聴覚、味覚、嗅覚、触覚による場合も含まれる。検証の対象となる物件を検証物という。

検証が人証や書証と異なるのは、後者は供述や記載の内容である人の思想を証拠にするものであるのに対し、前者が感覚によって得たところを直接判断の資料に供する点にある。したがって、証拠が文書の形態を備えていても、その記載内容を証拠方法とするものでなく、その性質又は状態などが審判官の心証形成の根拠となるものは、文書ではなく検証物である。

2. 検証の申出

- (1) 書証に関する手続が準用される（特 § 151→民訴 § 232①、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④、民訴規 § 150、一部民訴規 § 151、→34—01 の 9. ）。
- (2) 検証の申出には証明すべき事実のほか、検証物を表示しなければならない（特施規 § 62、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥）。

検証物の表示に当たっては、当該検証の申出をした者が請求人、被請求人又は参加人のいずれであるかによって、検甲、検乙又は検丙を頭に付し、提出順に第何号証であるかを標記する。

- (3) 指示説明者から検証物件につき、検証を求める箇所、その趣旨の説明を求めると、その説明は要領を得ていなければならないので、実務上、事前に「検証物指示説明書」（様式 1）の提出を求める。当日も、審判長は適宜、指示説明者に対し釈明を求めることができ、相手方にも十分検証物を理解させるようにする。必要があれば、相手方の反対意見を求め、それに対する挙証者の釈明を

求める。

- (4) 廷外検証の場合は、検証物の特定のために必ず所在場所を明示し、またその場所において申出をした者が指示説明する必要があるので、検証を申し出る書面（検証申出書（特施規 § 62）、審判請求書、答弁書など）に検証物の所在が明記されているか確認する。なお、第三者の管理する施設内に検証物が保管されているときは、事前にその管理者の了解を得なければならない。
- (5) 廷内検証にするか、廷外検証（実地検証）とするかを判断する（→34—01）。
- (6) 検証期日の指定は、口頭審理と同様である（→33—01）。

3. 検証の実施

- (1) 検証の実施時期が答弁書提出時期の前後に係わらず、多くの場合、口頭審理と同日に行われるので、検証に先立ち口頭審理を行い、立証事実と検証物との関係を当事者に確認したり、検証の進行について確認しておくといよい。検証の進行などについて、適宜当事者に協議するよう求めてもよい。
- (2) 検証を行うに当たっては、以下の場合を除き、非公開にすべき理由はないと思われる。
- ア 査定系の事件で未公開のもの、あるいは工場などの検証で営業秘密を含むとき
 - イ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき
 - ウ 検証現場の秩序を乱すおそれがあるとき
- (3) 検証においては特別の学識経験が必要となって鑑定人の立ち会いを命じたり、証人や鑑定人の尋問の申請が伴っていたり、検尺、写真撮影の補助、又は、機械操作のために必要な技術者などを事件の関係者として立ち合わせることできる。検証物の説明のために検証に立ち会っている第三者に意見を聞き、説明を求めることができる。
- (4) 当事者の一方または双方の出頭がないときは、当事者の出欠確認後、本日は当事者Aの出席はないが検証を実施する旨を告げる。例えば職権による検証を行った場合に両当事者の出席がないときも、検証を実施して調書を作成する（職権による検証→8.）。
- (5) 検証の結果をいかに調書に記載するかが、最も重要な点であるので、審判長

は審判書記官が調書を取りやすいように、各部分を指示しつつ、具体的にその構造を説明し、合議体の知覚したところを的確に伝達する。

4. 廷外検証（実地検証）実施の留意点

- (1) 廷外検証においては、検証を開始するに当たり、出頭すべき当事者、参加人及び代理人、その他関係者（上記(3)記載の者）を確認する。前記の以外の者は検証の邪魔にならないところへ退去させる。また、検証現場において検証を妨害したり、または用もないのに現場に立入ったりする者に対しては、退去を命じたり、または適当な措置をとる。検証物の所在地の位置、状況、必要があれば温度、湿度、明暗度、天候などを調査する。
- (2) 廷外検証への携行品の例として、当該事件関係書類、宣誓書、予納指令書、審判長印、白紙、筆記具、地図、磁石、巻尺、分度器、温度計、写真機、録音・録画機器などが挙げられる。
- (3) 現場に到着してから直ちに検証物所在地に出向し、検証物管理者と連絡を取り、あらかじめ、検証現場の下見を行う。検証物管理者と事前に打合せを行い、検証の準備に万全を期す。出発に際しては上記準備の時間を考慮しなければならない。

5. 検証後の証人、鑑定人尋問

34—01、35—01、35—04などに準じる。

6. 検証調書の作成（→35—02の8.）

審判官が説明に従って検証し、五感によって知覚した結果を調書に記載する。当事者の主張や検証の結果を明確にするため、設計図、工作図面、写真、見取図、地図など適当なものを引用して検証調書に添付して、これを調書の一部とすることができる。なお、検証調書は、その検証が口頭審理又は証人尋問と併せて行われるときには別紙として作成することなく、それらの調書中に、検証物の表示、検証の目的、当事者の指示説明、検証の経過、検証の結果を記載することもできる。

〔参考〕 裁判所書記官研修所「民事検証の手續と調書」1975年12月、法曹会、300～311頁

検証の結果の記載にあたっては、以下の点に注意する。

- (1) 合議体のその時点における客観的認識を報告するものである。
- (2) 結果は要証事項ごとに、又は検証によって明らかにしようとする事項ごとに、「項目的記載」にするのがよい。
- (3) 検証から直ちに推測できる事実の結論（その意味において判断が加味される。）を記載してもよい。
- (4) 法適用の結論は絶対に避ける（これは審判官が審決の段階においてすべきことである）。
- (5) 距離関係を記載するにはなるべく基点、方位を明確にすべきである。
- (6) 各事案による特質によって重点が異なる点に注意する。
- (7) 物の名称などは独自の表現方法を避け、一般呼称に従う。
- (8) 見取図、写真、これは検証の結果の説明を文字にかえて図面を利用したというだけのことであるから、決して別個の意味を持つものではなくて検証の結果そのものである。

ゆえに、

ア 距離関係などは本文中には省略し、図面の記載にゆずる書き方がよい。

イ 距離関係はメートル法による。図面はなるべく縮尺図とする。

その他、必要があれば断面図、立体スケッチ図なども考えてよい。

ウ 写真を利用するときは、その写真ごとに、被写体は何か、撮影年月日、時刻、要すれば天候などを明らかにしなければならない。

7. 費用の予納

廷外検証には、検証を実施する特許庁職員（合議体及び審判書記官）の旅費、宿泊費を検証申立人に、又は職権で検証を実施するときは合議体が相当と認める者に、その費用を予納させなければならない。

8. 職権による検証

職権による検証をしたときは、その結果を当事者及び参加人に通知し、相当

の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない（特 § 150⑤、
実 § 41、意 § 52、商 § 56①、 § 68④）。

【様式1】 【指示説明書の見本】

検証物指示説明書

令和 年 月 日

特許庁審判長 殿

1 審判の番号

無効20XX-80XXXX

2 検証申立人

住所（居所）

氏名（名称）

（代表者）

3 代理人

住所（居所）

氏名（名称）

4 被請求人

住所（居所）

氏名（名称）

5 検証の目的

・・・の構造／形状／個数を明らかにする。

6 検証により明らかにする事項

検甲第1号証が以下の構造を備えていることを明らかにする。

(1) ...が、...開閉可能に取り付けられていること。

(2) (1)の取付構造が、...であること。

:

(m) ...に銘板が添付されておること。

(n) ...銘板には、...と記載されていること。

7 指示説明者

氏名 ○○○○

8 検証物及び所在地

検証物検甲第1号証 ○○○○○

所在地 ○○県○○市○○区・・・

9 指示説明内容

検甲第1号証の構造を、下記(1)～(n)につき検証物を指示し、説明する。

(1)・・・に・・・が開閉可能に取り付けられたものであることを、・・・
を開閉して「図写真・・・」の状態をとることを説明する。

(2) ・・・・・・・・。

：

(n) ・・・・・・・・。

10 添付書類の目録

(1) 図、写真

(2) 検証物指示説明書 副本○通

(改訂 R2.12)

35—07 P U D T

廷外検証の手続とその事例

1. 廷外検証（実地検証）には証拠保全のための廷外検証が含まれるが、普通の廷外検証と証拠保全のための廷外検証とは、以下2. の点を除き相違しない。手続も同様である（→34—01の9.、35—06、35—08、35—09）。

2. 相違するところは、証拠保全のための廷外検証が緊急性を必要とするため、証拠保全の決定をするに当たって、その事情の疎明があるか否か、及びその当否について審理することである。したがって、普通の廷外検証の準備手続も、証拠保全の特殊性に関するものを除けば、証拠保全のための廷外検証の準備手続（→35—08の4.）と同様である。

3. 廷外検証の実例
 - 無効 2004—35144（特許）
 - 無効 2003—35079（実用新案）
 - 無効 2003—35002（特許）
 - 異議 2000—70703（特許）
 - 異議 平11—73952（特許）

（改訂 H27.2）

35—08 P U D T

証拠保全

1. 意義

- (1) 証拠保全とは、審判における通常の証拠調べまで待っていたのでは、その取調べが不能又は困難になるおそれのある特定の証拠についてあらかじめ取り調べて、その結果を保全しておくための審判手続をいう（特 § 150、§ 151→民訴 § 234、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。
- (2) 通常は、まず審判の請求及び答弁等が行われ、これを受け、立証を要する事項及び争点を整理し、証拠調べが必要な証拠を検討したうえで、証拠調べの期日を指定するため、審判請求から証拠調べが行われるまでに、一定の期間を要する。しかし、このような時間的経過を待っていたのでは、疾病等による証人となるべき者の死亡、証拠となるべき物件の改ざん、隠匿、隠滅、滅失又は損壊等により、証拠調べが不可能又は困難になるときがある。このような特別の事情があるときは、上記のような手続を待たずにその証拠調べをして証拠を保全しておく必要がある。

2. 証拠保全の手続

証拠保全の申立ては、既に審判が請求されているときは審判長に、未だ審判の請求がされていないときは特許庁長官に、申立人及び相手方、証明すべき事実、証拠、証拠保全の事由を明示した証拠保全申立書を提出し、併せて証拠保全の事由を疎明しなければならない（特 § 150②、③、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④、特施規 § 50、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、特施規 § 64、民訴規 § 153）。

(1) 申立人及び相手方の表示

それぞれの住所、氏名を記載しなければならない。申立人は審判請求前は利害関係人であり、審判の係属中は請求人、被請求人、又は参加人である（特 §

150②)。

(2) 証明すべき事実

申立人の主張の立証に必要なものでなければならない。

(3) 証 拠 (→34—01、35—06)

証拠方法には制限がないと解されているので、証人、鑑定人、文書、検証物、当事者本人のいずれでもよい。

ア 証 人 住所、氏名で特定する。

イ 鑑定人 審判の合議体が指定するため、特定する必要はない。

ウ 文 書 作成日、作成者、標題、記載事項の要領ないし概略、現に文書を所持する者の表示が必要である。

エ 検証物 その名称、内容、所在場所の表示が必要である。申立人以外の者の支配に属するものであるときは、その者の承諾を得て提示してもらうことになるので、その者の住所、氏名の記載も必要である。

オ 当事者本人 証人の場合に準ずる。

なお、証拠方法が、証人又は当事者本人のときはその尋問事項、鑑定人のときは鑑定事項、検証物のときは検証事項をそれぞれ明示しなければならない。

(4) 証拠保全の事由

あらかじめ証拠調べをしておかないと、その証拠を使用することが困難あるいは不能になるおそれがあるという事情が明確に記載されていなければならない。

例えば、証人の余命が少ない、外国人で近いうちに帰国する等のとき、鑑定人が1人しかいない場合で上述の証人のような事情があるとき（当事者本人も証人と同様）、検証物や文書について現状が変更されるおそれがあるとき、特に文書では改ざんされるとか、隠匿若しくは隠滅されるおそれがあるとき等、具体的な事情に基づく必要性が記載されていなければならない。

(5) 証拠保全の事由の疎明方法

疎明は、即時に取り調べることができる証拠によらなければならない（特 § 151→民訴 § 188）。実際には、私人の報告（証明）書のようなものが添付されることが多く、証人等の人証は、その場にいる者に限られる。疎明とは、審判官において証拠保全の事由が存在することにつき、一応確からしいとの心証に

達することをいう。

3. 証拠保全の決定

- (1) 申立書については、緊急処理を必要とする関係上、審判書記官による方式調査をあとにして、記録を作成し、直ちに先に指定された合議体（→12—01）に回付する。
- (2) 証拠保全の申立てが適式で、その要件を具備しているものであって、証拠が申立人あるいは提出義務がある者の支配に属し、証拠保全の事由の疎明があり、それらによって証拠保全をすべきものと判断したときは、証拠保全をすべき旨の決定をする。証拠保全の決定に対しては不服を申し立てることができない（特 § 151→民訴 § 238）。
- (3) 証拠保全の対象となる証拠が相手方又は第三者の支配に係るものであるときは、証拠保全決定にあわせて文書の提出命令ないし提示命令をする。

しかし、特許法は、民事訴訟法における文書提出命令に従わない場合の制裁に関する規定等（民訴 § 224、225、232②③、及び特 § 151）を準用していないから、文書や検証物の所持者が提出（提示）を拒んだときは、証拠保全決定の効果が達せられない。また、検証物設置場所の管理人などがその場所に立入ることを拒んだときは検証を実施することができず、同様の事態が生じる。

したがって、証拠保全の決定に当たっては、上述のような事態に陥ることを避けるため、証拠調べの方法につき申立人と事前に打ち合わせをしておく。

4. 実施前の準備手続

証拠保全の決定は、通常申立てのあった日から1か月以内にする。決定後は、直ちに期日を指定（→33—01）する。決定から期日までの期間もまた短いから、証拠調べの準備手続は以下の順序により早急に行う。

(1) 決定謄本の送達

証拠保全の決定をしたときは、審判書記官に回送する。審判書記官は認証ののち、申立人及び相手方（参加人も含む）にその謄本を送達する。送達時期につき、以下(4)も参照。

(2) 期日の決定と費用

その後直ちに証拠調べ期日を指定するについて合議体と打合せの上、期日を決め、証拠保全に要する費用を算出する。この費用は、審判官3～5名、審判書記官2名及び証人尋問等のための旅費等を指す。具体的な内訳及び手続は35—01参照。

証拠保全に要する費用の予納は、適宜電話などにより代理人と連絡し、直ちに行うように依頼する。

特に相手方を呼び出すことができないほど急速を要するときには、相手方を呼び出すことなく実施することができる（特§151→民訴§240）。

しかし、せつかくの証言などが、相手方のいないために、反対尋問にさらされず、証拠力が弱いというようになっては、本来の目的を達成することができないので、できるだけ相手方も立ち合わせるべきである。

(3) 費用の支払

審判廷外で行われる証拠調べのときの証人の費用は、会計課歳入歳出外現金出納官吏発行の小切手を受取り、現場において証人に手交しなければならない。

(4) 期日指定通知

審判書記官は直ちに実地検証期日指定通知（証人尋問のみのときは証拠調べ期日通知）及び、証人尋問を併行するときは証人呼出状（→35—01の様式3）を起案し、決裁ののち当事者及び証人に送達する。

この送達（→35—01の3.(1)ウ）は、証拠調べ期日までの期間を考慮する。

なお、申立ての日から期日までの期間が短いので、通常、証拠保全申立書副本、証拠保全決定書謄本、実地検証期日指定通知などの書類を一括して送達する。

(5) 検証出張の手続

費用の予納があったときは、総括係に出張命令書作成を依頼する。この依頼に当たっては担当官名（審判官3～5名、審判書記官2名）、事件名、検証期日及び場所、宿泊地、交通関係並びに予納者名、予納日を記載したメモを送付する。

(6) 検証の場所、用具などの検討

証拠保全申立人（代理人）と検証に関する次の点の打ち合わせを行う。

ア 検証場所

なるべく到着駅からの道順を記載した略図を提出してもらおう。交通の便、旅館所在地などを聞いておくとよい。

イ 相手方あるいは第三者の建造物に立ち入るとき及び検証物の所有者ないし管理人などの許諾について

ウ 検証当日必要と認められる用具

(ア) 証人尋問が併行されるときは、尋問を行う場所、机、椅子など。

(イ) 屋外の検証であって雨天のおそれがあるときは、その用具（シートなど）。

(ウ) 検証物が建造物などのときは梯子など。

(エ) 意匠事件など、特に接写が必要とされるときは、適宜専門家を依頼する。

5. 証拠調べの実施

証拠保全における証拠調べについても本来の証拠調べの規定に従って行われるから、その実施も証人尋問、検証などと同様である。

6. 証拠保全の記録の送付

証拠保全のため、証拠調べが行われたときには、その証拠調べを行った審判官は、本案の審判の記録の存する審判官に対し、証拠調べに関する記録を送付しなければならない（特施規 § 65、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥、民訴規 § 154）。

7. 審判請求前に証拠保全

審判請求前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、請求人は、審判請求書に、証拠保全事件番号等の表示を記載しなければならない。

(改訂 H27.10)

35—09 P U D T

証拠保全事件の実例

1. 審判請求前の申立て（→特 § 150②、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、 § 68④）

(1) 昭和 37 年証拠保全第 1 号（特許）

「即席ラーメンの製造法」

申立ての要旨

ア 対象の特許発明の製造法は冒認による出願であるから、権利者の工場で行われている製造法につきその証拠を保全しておかないと変更されるおそれがある。

イ 冒認であることの立証のため証人尋問（3名）を申請する。

疎明方法

特に疎明書を提出していないが、証人中 1 名は外国人であり帰国手続を申請していて近く帰国すると申し立てた。

決 定

証人中、帰国手続申請中の者のみの尋問を当庁審判廷で行い、その他の検証及び証人尋問の申立ては採用しなかった。

申 立 て 昭 37. 7. 11

決 定 昭 37. 8. 14

期 日 昭 37. 8. 23

(2) 昭和 42 年証拠保全第 1 号（実用新案）

「家具用折畳自在脚」

申立ての要旨

検証物の販売はだいぶ以前にさかのぼるので、無効審判の請求後では事実を詳らかにすることが困難である。

疎明方法

証人の年齢を示す住民票などを提出している。

決 定

証人はさほどの高齢でもなく、また証拠品も当庁に提出されており、紛失のおそれもないので、証拠保全の申立ては採用しなかった。

(3) 昭和 43 年証拠保全第 3 号（特許）

「蓄 積 管」

申立ての要旨

該蓄積管を使用したオッシロスコープは既に 4 年半も使用されており、いつ新品と交換されるかわからない。

疎明方法

申立人関連会社社員が、上記事情を述べている報告書を提出した。

決 定

実地検証並びにオッシロスコープの購入の時期、経過等に関して、使用者の一人である大学助手の証人尋問の申立てを採用した。

2. 審判事件係属中の申立て

(1) 昭和 39 年証拠保全第 3 号（実用新案）

「写真植字機」

申立ての要旨

長年の使用により多少狂いが来ており、また旧式になったので、近く新品と交換の予定である。

疎明方法

上記事情を述べた機械の持主の証明書を提出している。

決 定

検証物の機械製作番号と、関連無効審判の証拠のそれと、前記持主の証明書に記載されたそれとが全部相違しているので、証拠保全の実質的要件を欠如しているとして証拠保全の申立てを採用しなかった。

(2) 昭和 43 年証拠保全第 1 号（実用新案）

「風呂釜」

申立ての要旨

据えつけてから 5 年たっており、廃棄されるおそれがある。

疎明方法

風呂釜の現況を示す写真を数葉提出し、それが設置されている社宅の持主会社の検証承諾書中で、設置時期について言及している。

決 定

実地検証並びに証人 2 名の尋問の申立てを採用した。

(3) 証拠保全 2003-98001 号 (特許)

「多段圧縮機」

申立ての要旨

検証物は約 16 年も継続使用されており、使用不可能な状態に至れば、直ちに廃棄処分となるおそれがある。

決 定

検証を早期に実施すべき必要性を認め、実地検証の申立てを採用した。

(改訂 H27.2)

35—10 P U D T

証拠調べのために予納された保管金の返還

1. 証拠調べに要する費用として予納された保管金（予納金）が必要でなくなったとき

(1) 以下のとき、予納者へ返還する。

ア 審判事件が審決により終了したとき、審判請求の取下げがあったとき、及び証拠調べの申立てを伴った特許（商標登録）異議申立て、又は証拠調べの申立ての取下げがあったとき。

イ 審判事件が係属中であっても、以後証拠調べを行う必要がないと審判長が判断したとき。

(2) 証拠調べが終了し、所定の支払をしてもなお残額があるときも予納者へ返還する。

2. 返還不可能な保管金（予納金）は、保管義務解除の日の翌日より起算して5年経過後、国庫に帰属させる（保管金規則 § 1）。予納金の保管義務解除の期日は、審判事件が審決により終了した日、審判請求が取り下げられた日、証拠調べの申立てを伴った特許（商標登録）異議申立てが取り下げられた日、又は証拠調べの申立てが取り下げられた日のうちの最先のものとする（保管金規則）。

〔保管金返還請求権の失権〕

第1条 法律勅令又ハ従来ノ規則ニ依リ政府ニ於テ保管スル公有金私有金ハ左ノ計算法ニ従ヒ満五年ヲ過キテ払戻ノ請求ナキトキハ政府ノ所得トス但別ニ法律ヲ以テ失権ノ期限ヲ定メタルモノハ各其定ムル所ニ依ル

第一 保管業務解除ノ期アルモノハ其業務ヲ解除シタル翌日ヨリ起算ス

第二 保管業務解除ノ期ナキモノハ保管ノ翌日ヨリ起算ス

第三 訴訟事件ノ為ニ払戻ヲ請求スル能ハサル場合ニ於テハ裁判確定ノ翌日ヨリ起算ス

〔保管金と利子〕

第2条 保管金ハ法律勅令又ハ従来ノ規則若クハ契約ニ依ルノ外利子ヲ付セス
〔保管金証書の不流通性〕

第3条 保管金ノ証書ハ売買譲与又ハ書入質入スルコトヲ得ス

3. 上記、2. の手続に関する事務は審判書記官が担当する。

(改訂 H27. 2)

35—11 P U D T

受命審判官

審判における証拠調べ、又は証拠保全（特 § 150、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）を当庁外で行う場合等であつて適切なきには、審判長は、合議体のうちから証拠調べ又は証拠保全を行うべき審判官を指定することができる（特施規 § 57、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥）。

1. 受命審判官は審判長が指定する（特施規 § 57①、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥）。
2. 受命審判官は、合議体の補助機関として、本来ならばその合議体の行うべき証拠調べ、証拠保全を行う。
3. 受命審判官が行う手続の期日は、受命審判官が指定する（特施規 § 57 の 2、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥）。
4. 受命審判官は証拠調べについての調書に記載すべき事項を定めることができる。審判書記官は、受命審判官がした調書に文書の写しを添付することができる（特施規 § 61 の 4、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥）。

受命審判官の制度は、単審制の長所である機動性、経済性を合議制に採り入れるものであるから、それが合議制を乱すことがあつてはならない。したがつて、受命審判官による証拠調べ、証拠保全は簡単なものに行う。

(改訂 H27. 10)

35—12 P U D T

鑑定

1. 鑑定事項（特施規 § 60、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑤、⑥（以下、準用関係は省略）、民訴規 § 129）
 - (1) 当事者又は参加人が鑑定の申出をするときは、同時に鑑定を求める事項を記載した書面を提出しなければならない。ただしやむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。
 - (2) 相手方は、この書面について意見があれば、意見書を審判長に提出しなければならない。
 - (3) 審判長は職権により又は申出により、意見書を考慮した上で鑑定事項を定める。
 - (4) 審判長は、鑑定事項を記載した書面を鑑定人に送付しなければならない。

2. 鑑定人（→34—01の6.）に対する忌避の申立て（特施規 § 60の2の2、民訴規 § 130）（→59—01）
 - (1) 鑑定人に対する忌避の申立ては、原則として、書面（特 § 142の類推により、例えば特施規 § 48の2（様式64）に準じた書面）により行う。
 - (2) 口頭審理又は証拠調べにおいては口頭でも可能である。

3. 鑑定人の宣誓（特施規 § 60の3）（類規：民訴規 § 131）
 - (1) 宣誓書には良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載しなければならない。
 - (2) 鑑定人の宣誓は、宣誓書を審判長に提出する方法も可能である。このとき、審判長の宣誓の趣旨の説明、虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法も可能である。

4. 鑑定人の陳述の方式（特施規 § 60 の 4、民訴規 § 132）

審判長は鑑定人に、共同して又は個別に意見を述べさせることができる。

5. 鑑定人の発問（特施規 § 60 の 5、民訴規 § 133）

鑑定人は、鑑定のため必要があるときは、証拠調べに立ち会い、審判長に証人若しくは当事者本人に対する尋問を求め又は審判長の許可を得て、これらの者に対し直接質問することができる。

6. 準用規定（特施規 § 60 の 6～8）（類規：民訴規 § 134～136）

(1) 鑑定

呼出状、不出頭の届け出、宣誓、口頭での意見陳述、及び尋問に代わる書面の提出については、証人尋問に関する規定を準用する。

(2) 鑑定証人尋問（特別の学識経験により知り得た事実に関する尋問）については、証人尋問に関する規定を適用する。

(3) 鑑定の囑託については、宣誓に関する規定を除き、鑑定に関する規定を準用する。

（改訂 H27. 10）